

## 西尾市市民活動センター運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西尾市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び西尾市市民活動センターの管理及び運営に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、西尾市市民活動センター（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (使用料)

第2条 条例第12条別表第1に掲げる使用料は、使用前までに現金で納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは利用後2月を超えない範囲の期間で納付することができる。

2 センターの附属設備については、条例第12条別表第2に掲げる使用料を使用前又は直後に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第12条別表第1の備考に掲げる当該利用区分とは、午後9時から午前1時まで、午前1時から午前5時まで、午前5時から午前9時までとし、規則第2条第2項の規定により市長が開館時間の変更を認めた場合には、これらの利用区分を利用するときの使用料も他の利用区分に相当する額とする。ただし、閉館時間中（午後9時から午前9時まで）において部屋に物品又は機材を配置し、又は保管しておくのみの使用については、使用料を徴収しない。

4 使用料の収納事務は、市長が別に定める方法により行うものとする。

### (利用団体の登録)

第3条 規則第5条の規定によりあらかじめ登録できる利用団体は、次のいずれにも該当する団体とする。なお、代表者が同一の場合でも、主に活動する最小組織単位（会員）ごとに登録するものとする。

- (1) 団体として組織されていること。
- (2) 団体の活動の主たる区域が市内であること。
- (3) 団体の運営が当該団体を組織する者によって自主的に行われていること。
- (4) 団体の代表者は成人であること。
- (5) 以前登録されていた団体においては、第5条で規定する登録抹消の前歴がないこと。ただし、以前登録されていた団体には、団体の単なる改名等による再登録を未然に防止するため、団体の代表者が同一人物の場合や、第2項の利用者名簿の半数以上が同一人物の場合も同一団体とみなすものとする。

- 2 規則第5条の登録を受けようとするものは、西尾市市民活動センター利用団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に利用者名簿（様式第2号）を添えてセンターに提出しなければならない。ただし、申請者が記載項目を満たしている任意様式を提出した場合には、これに代えて受け取ることができる。
- 3 前項の登録申請書に添えて提出する利用者名簿には、原則として団体に加入する全員の氏名等を記入しなければならない。ただし、団体の加入者が30人を超える場合、利用者名簿に5人以上の役員等を記入すればよいものとする。なお、センターの施設規模や市民の有効利用の観点から、団体の構成員の総人数は原則5人以上とし、半数以上が市内に在住、在勤又は在学していなければならないものとする。ただし、団体を構成する組織上の理由により、市長が特別に認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、登録申請書が提出されたときには、当該申請書に記載された団体が第1項の要件を備えていることを確認の上、利用団体として登録（以下「登録団体」という。）するものとする。
- 5 規則第5条のただし書に規定する登録を必要としない団体は次のとおりとする。
  - (1) 市、教育委員会が主催・共催する事業を行う関係機関
  - (2) 市の事業がかかわる国・地方公共団体の関係機関
  - (3) 学校教育法の定める小・中学校、幼稚園、高等学校等を管理・運営する組織
  - (4) 市長が特別に認める団体  
（登録団体の取り扱い）

第4条 センターの所長（以下「所長」という。）は、登録団体を、西尾市市民活動センター登録団体台帳（以下「登録団体台帳」という。）に記録するものとする。

- 2 平成22年12月1日から平成26年3月31日までの期間に登録した団体の登録の有効期限は平成26年3月31日とする。以後、登録の更新は、3年ごとに行うものとする。
- 3 登録団体の代表者を変更したときは、再び登録申請書を提出し、その旨を届けなければならない。  
（登録団体の抹消等）

第5条 登録団体が次のいずれかに該当した場合には、登録団体としての資格を喪失するものとする。所長は、資格を喪失し、登録が消滅した団体を登録団体

台帳に記録するものとする。

- (1) 前条第1項に該当しなくなった又は解散した場合
- (2) 虚偽の内容の登録申請書を提出した場合
- (3) 登録の有効期限が切れた場合
- (4) 市長が登録団体を利用団体として不適格と判断したとき

2 市長は、前項で定める登録団体としての資格を喪失した団体のほか、次の団体に対し、登録抹消又は登録停止することができる。

- (1) 直近6か月間に提出した変更・取消し申請書の合計が6回以上に上る団体を登録抹消とする。
- (2) 直近1か月の間に提出した変更・取消し申請書の合計が3回以上に上る団体を3か月間の登録停止とする。
- (3) 使用日当日に無断でキャンセル又は変更・取消し申請書を提出しなかった団体を3か月間の登録停止とする。

3 市長は、登録抹消する場合は西尾市市民活動センター利用団体登録抹消通知書（以下「登録抹消通知書」という。）を、登録停止する場合は西尾市市民活動センター利用団体登録停止通知書（以下「登録停止通知書」という。）を登録団体に交付する。

（利用許可申請の期間）

第6条 規則第6条第3項における「市長が別に定める期間」は、利用日（利用日が2日以上連続するときはその最初の日。）の属する月の3か月前の初日から使用開始前まで。ただし、その月の初日が休館日のときは、翌開館日を初日とする。

- (1) 市、教育委員会の主催・共催事業及び市の事業がかかわる国・地方公共団体の事業と認められるもの。
- (2) 条例第13条の対象となるもの。
- (3) 事前の準備作業や広報での周知等のため、利用許可申請書の受付開始日以前に受け付けることがやむを得ないと認められるもの。
- (4) 市長が特別に認める場合。

（利用許可書の交付）

第7条 規則第7条第1項の規定による西尾市市民活動センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）は、様式第3号とする。なお、第5条第3項における登録の抹消又は停止中の団体に出されている利用許可については、条例第11条の取り消しに該当するものとする。

2 規則第7条第2項の規定による利用の際とは、使用日当日の使用開始前とす

る。また、この際に条例第12条別表第1に掲げる使用料を支払わなければならない。なお、利用許可書を使用日当日に忘れた場合には、原則センターを利用することはできない。

(特別の設備)

第8条 規則第8条第1項の西尾市市民活動センター特別設備設置許可申請書は特別設備の内容を表す図面を添付してセンターに提出しなければならない。

2 規則第8条第2項西尾市市民活動センター特別設備許可書は様式第4号とする。

(利用の制限)

第9条 センターの有効利用のため、登録団体の利用時の人数は原則3名以上とする。ただし、市長が使用形態や施設の用途、当日の出席状況等により、これにより難しいと認めるときは、この限りでない。

2 連続した利用区分を1回として、1月間で利用できる回数は、1団体につき原則12回までとする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

3 原則として、利用時間の延長は認めない。ただし、利用区分の時間帯が空いていた場合に限り、その分の使用料を支払えば利用することができるものとする。

4 複写及び印刷できる原稿は、センターを利用する団体又は公共的団体等がその団体の目的達成のために使用するものに限り、原則として私的利用はできない。

(持込物の制限)

第10条 登録団体及びセンターの利用者は、音量が大きく出るもの、電源を必要とするもの、刃物などの危険物等を持ち込むときは、事前に利用許可申請書に記入しなければならない。

2 所長は、音量が大きく出る楽器類、電氣量が多く必要となる電氣機器類、爆発物又は鋭利な刃物を備える危険物類等の持ち込みを禁止することができる。

3 ペットなどの動物を連れての入館は禁止とする。

(附属設備の取り扱い)

第11条 条例第12条別表第2に掲げる印刷機利用の申し出があった場合、利用者は西尾市市民活動センター印刷記録簿(様式第5号)に印刷内容を記入し、使用料を支払わなければならない。また、印刷用紙は原則利用者が持参、自ら印刷するものとする。

2 条例第12条別表第2に掲げるロッカー利用の申し出があった場合、利用者は西尾市市民活動センターロッカー記録簿(様式第6号)に必要事項を記入し、

使用料を支払わなければならない。

(その他の施設の利用)

第12条 適宜、所長の判断により、次の条件でセンター施設内の利用を許可する。

- (1) ロビーや壁面など施設内への掲示物の依頼があった場合、所長は掲示物の内容を検閲、適否を判断し、掲示スペースの範囲内において掲示する。また、掲示期間が過ぎたもの（ただし、期限の定めのない掲示物に限っては最長1月。）は、原則としてセンターで処分する。ただし、個人の作品等、事前に返却を依頼されたものについてはこの限りでない。
- (2) ホールやロビー、廊下の使用は、所長の判断により、他の利用者の迷惑をかけない範囲に限り許可することができる。
- (3) 展示物においては、原則パネル、衝立及びピクチャーレール等を使用することとし、壁面及び柱にテープ及び画鋏で貼り付けることはできない。
- (4) 原則、センターの駐車場は無料とするが、占用利用はできない。ただし、地域で長年恒例となっている行事又は公共的な催し等で、市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 上記以外の必要な使用方法等は、随時、市長が決定する。

(利用許可の変更又は取消し)

第13条 規則第9条第2項の西尾市市民活動センター利用許可変更・取消し承認通知書（以下「変更・取消し承認通知書」という。）は、様式第7号とする。

(使用料の後納)

第14条 規則第10条第2項で規定する西尾市市民活動センター使用料後納承認通知書は様式第8号とする。

(使用料の減免)

第15条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。なお、この場合の減免割合は全額免除とする。

- (1) 市が主催する市民活動事業を行うとき。
- (2) 第2条第5項ただし書の閉館時間中に部屋に物品や機材を配置又は保管しておくとき。
- (3) 災害時に避難所又は現場詰所として施設を利用するとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 減免を受けようとする者は、利用許可書又は変更・取消し承認通知書を添えて、西尾市市民活動センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市市民活動センター

使用料減免承認通知書（様式第9号。以下「減免承認通知書」という。）を交付する。

- 4 減免を受けようとする者は、使用日当日、減免承認通知書をセンターに提示しなければならない。

（使用料の還付）

第16条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、西尾市市民活動センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。

（西尾市ボランティア支援本部の設置）

第17条 大規模な災害が発生し、西尾市災害対策本部がセンターに西尾市ボランティア支援本部を設置する場合、市長は、利用者に対し、必要とする範囲で利用を制限することができる。

（センター職員の指示等）

第18条 条例第10条のとおり、利用者はセンターの施設等の使用に当たって所長又は職員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、センターの利用時に配布する資料や講演内容などの提示を求められたときは、それに応じなければならない。

- 3 利用の仕方に疑義を感じた職員が確認のため、利用者の使用している室内に立ち入ろうとしたときは、これを拒むことができない。

（センター敷地内の禁止事項等）

第19条 センター敷地内（駐車場等を含む）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が敷地内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、市長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
  - (2) 許可された以外の場所に特別設備を設置し、又は許可されていない物件を置く行為
  - (3) 無断で危険物を搬入する行為
  - (4) 広告物（ビラ、ポスターその他これらに類するものを含む。）を掲示し、又は張り付け、若しくは配布する行為
  - (5) 旗、のぼり、幕、プラカードその他これらに類するもの若しくは拡声器を所持し、又は宣伝車等を持ち込もうとし、若しくは使用しようとする行為
- （自然災害が予想される場合の対応）

第20条 西三河南部に暴風警報が発令されたとき又は東海地震に関する警戒宣言が発せられたとき等自然災害が予想される場合、原則として閉館とする。そ

の際の施設の管理及び運営については、市長が別に定める要領により対応する。  
ただし、避難所又は現場詰所として開設する場合は、この限りでない。

(実績報告)

第 21 条 所長は、毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間のセンターの利用実績報告書を、翌年 4 月末までに市長へ提出しなければならない。

2 利用実績報告書の様式は、別に市長が定める。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。